

許可番号 08214058589号

産業廃棄物収集運搬業許可証

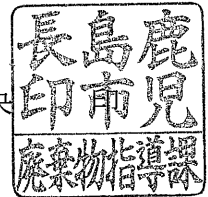
住所 鹿児島市新栄町4番8号
氏名 株式会社 荒川
(法人にあっては名称 代表取締役 荒川 直文
及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
者であることを証する。

第14条第1項
第14条の2第1項

の許可を受けた

鹿児島市長 下 鶴 隆 央



許可の年月日 令和 6年 2月 1日
許可の有効年月日 令和 11年 1月 31日

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類

石綿含有産業廃棄物であるものを含むもの	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類、以上6種類
石綿含有産業廃棄物であるものを除くもの	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、鉍さい、動物のふん尿、ばいじん、以上11種類
	上表に記載する全17種類 (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (積替え保管を含む。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限り。）
裏面のとおり

3. 許可の条件
無し

4. 許可の更新又は変更の状況
2枚目のとおり

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
無し

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

所在地	面積	産業廃棄物の種類	保管上限	積上げの高さ
鹿児島市新栄町 185番110、76	359 m ²	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（以上6種類については石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、鉱さい、動物のふん尿、ばいじん、以上17種類	50 t	2m
鹿児島市七ツ島 一丁目2番4	1 m ²	廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、以上3種類	0.05 t	容器内保管
鹿児島市南栄四 丁目15番2	32.2 m ²	廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上2種類については石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、以上4種類	16.65 t	倉庫内保管



4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年	2月28日	変更許可	(取扱品目の追加: 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん、以上15種類)
平成14年	11月18日	変更届	(積替え保管場所の追加)
平成16年	2月17日	更新許可	
平成17年	7月4日	変更届	(積替え保管場所の追加)
平成19年	6月18日	変更届	(積替え保管場所(鹿児島市南栄四丁目15番2)の面積及び保管上限の変更)
平成19年	7月12日	変更届	(積替え保管場所(鹿児島市南栄四丁目15番2)の面積、保管上限の変更及び種類の追加: ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず、以上2種類)
平成20年	12月8日	変更届	(積替え保管場所(鹿児島市新栄町185番110、76)の積上げの高さの変更)
平成21年	2月4日	変更届	(代表取締役の変更)
平成21年	3月25日	更新許可	
平成26年	3月10日	更新許可	
平成27年	10月9日	変更届	(法人の商号の変更)
平成29年	10月20日	変更届	(取扱品目の変更: ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)以上2種類)
平成31年	1月30日	変更届	(積替え保管場所(鹿児島市新栄町185番110、76、鹿児島市七ツ島一丁目2番4及び鹿児島市南栄四丁目15番2)の面積及び保管上限の変更)
令和元年	6月7日	更新許可	
令和6年	2月15日	更新許可	

